平成２２年（フ）第１２１号
島根県八束郡東出雲町大字揖屋町750番地16
債務者　永島　昭彦
1　決定年月日時　平成22年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
松江地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１３３号
松江市法吉町238番地　県営住宅８―813号
債務者　成瀬　文子
1　決定年月日時　平成22年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
松江地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２６３号
青森県北津軽郡鶴田町大字鶴田字小泉296―1　サニー小泉Ａ―３、住民票上の住所青森市大字三内字丸山323番地
債務者　一戸　典子
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１４９号
青森県弘前市大字田町４丁目４番地３　コーポ田町202号
債務者　田澤　愛子
1　決定年月日時　平成22年６月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第９４６号
名古屋市瑞穂区村上町３丁目15番地　サンマンションアトレ汐路101号
債務者　佐藤　典子（旧姓久田）
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１２９８号
愛知県半田市乙川太田町２丁目125番地　コーポリバーサイド201号
債務者　永井　吉隆
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１６８号
広島県福山市新涯町１丁目13番41号
債務者　池田　花子
1　決定年月日時　平成22年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第３８３０号
愛知県瀬戸市山手町62番地
債務者　元木　康博
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３８３１号
愛知県瀬戸市山手町62番地
債務者　元木とみ子
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第９４号
山口県周南市大神３丁目11番57―106号
債務者　辻　　正美
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２１年（フ）第９１１号
熊本県合志市豊岡47番地　全成コーポＢ―202号
債務者　河口　多恵
1　決定年月日時　平成22年６月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第７１号
熊本市新南部５丁目５番48号
債務者　石坂　　香
1　決定年月日時　平成22年６月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第１３６号
熊本市戸坂町16番60号
債務者　鬼塚　康平
1　決定年月日時　平成22年６月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第１３７号
熊本市戸坂町16番60号
債務者　鬼塚智津子
1　決定年月日時　平成22年６月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第２６５号
熊本市清水新地７丁目２番３―303号
債務者　長松軒リカ
1　決定年月日時　平成22年６月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第３９２号
熊本市島崎７丁目１番７号
債務者　岡﨑　啓輔
1　決定年月日時　平成22年６月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第４０８号
熊本市月出４丁目４番145―310号
債務者　永石　　徹
1　決定年月日時　平成22年６月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第４０９号
熊本市月出４丁目４番145―310号
債務者　永石美知子
1　決定年月日時　平成22年６月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部